

## 【研究論文】

# 環境会計の規範原理形成に対する宗教観の影響

吉 田 雄 司

## 論文要旨

日本の環境会計の現代的意義とは何か。宗教的自然観の規範原理から検討を行った。西洋の一神教の自然観が「契約」の規範原理であるのに対し、日本の多神教の自然観は「恩恵と感謝」の規範原理である。一神教では「契約」の思考が伝統的会計から環境会計にまで基底として継承されていることを明示した。他方、日本の多神教による自然観ではあらゆる事物が神となることから他者への感謝や恩を背負っていることを指摘した。その上で「恩恵と感謝」を示唆した環境会計の情報開示モデルを提示した。わが国における環境会計の意義は、自然に対する「恩恵と感謝」の規範原理を遂行するために実施するものである。

## 1 はじめに

環境省の『環境会計ガイドライン2005年版』が公表されてすでに10年以上が経過している（環境省，2005）<sup>1)</sup>。各製造業を中心にこのガイドラインに沿った環境会計の情報開示が「環境報告書」や「CSRレポート」で公表されてきた。しかし現在では当初の環境会計情報を開示することの先駆者利益の消滅や利害関係者に有用な環境情報でないという指摘もある（環境省，2016，pp. 66-67）。このままではわが国の環境会計の企業社会への普及・定着促進は困難とならざるをえなくなる。

そこで本稿では、この環境会計の情報が日本の企業社会でどのような現代的意義があるかについて検討する。それによってこれまで以上にこの環境会計がわが国の企業に浸透しその導入の根拠になることを提起する。ここでは環境会計情報を開示する本質とは何か、その現代的意義は何かを検討するものである。

研究方法は、演繹的に「規範原理」をもとに検討を進めていく。この「規範原理」とは判断や評価行為のよるべき手本・基準であり、物事の価値判断の原点にあたるものである。ここではその権威の拠り所として2つの宗教による規範原理を置くこととする。1つは一神教キリスト教の

---

キーワード：環境会計 (Environmental Accounting), 一神教 (monotheism), 多神教 (polytheism), 契約 (contract), 恩恵 (benefit)

「契約」による自然の規範原理であり、もう1つは日本の多神教による「恩恵」による自然の規範原理である。これらから環境会計のアカウンタビリティ（説明責任）は、市場で要求されるから行うのではなく、その規範原理を遂行することで環境会計情報を開示するのだという道筋を示唆したい。

## 2 先行研究の視点

わが国の環境会計のアカウンタビリティに関する先行研究は主に2つの視点から検討されてきた。1つはアカウンタビリティを社会理論の立場から考察する研究である。例えば、伝統的会計研究を社会理論の視点から批判的に説き起こし、会計を組織的・社会的コンテキストと密接に関連したものと位置づけた研究である（國部，1993）。更にアカウンタビリティを複合概念・複合現象として捉えその多元性へと展開させている（國部，1996）。

また、アカウンタビリティを企業と社会との結節を表現する概念とし、従来の委託受託関係を前提とするよりも社会関連情報の開示自体にその意義を認め、企業の社会的統制手段とする研究もある（向山，1995）。

もう1つの視点はアカウンタビリティを拡充した研究領域である。例えば、会計情報を開示する範囲は単に株主や債権者だけでなく従業員、地域住民、消費者・顧客等の各種利害関係者に対する配慮を含む形で拡張される（郡司，1995，p. 69）とする見解である。この場合、環境情報を含む社会関連情報への拡充は、事実報告責任としてのアカウンタビリティとして見る（郡司，1995）。また、アカウンタビリティ概念とエイジェンシー理論の融合を検討した研究成果もある（大島，1995）。

こうした研究からアカウンタビリティの拡充を環境会計システムの構築基盤から検討したものがあ（山上，1996）。即ち、環境会計のアカウンタビリティは社会的責任や倫理的責任へと契約の概念が外へ拡張するという研究である（山上，1996，1999）。

このように環境会計のアカウンタビリティ研究は、どれも「契約」の概念を根底においている点に共通項がある。ここで「契約」とは両者の合意により効力が生じる約束と考える<sup>2)</sup>。本稿では、こうした「契約」とは異なるアカウンタビリティの規範原理の究明を進めていく。それは自然と人間の抛り所を「宗教的自然観」に置いた環境会計のアカウンタビリティ形成過程である<sup>3)</sup>。人類は自然に対しどのような対応を取ってきたのか、自然と人間の関係を規範原理にしたアカウンタビリティについてみていく。以下では、まず「契約」の自然観による環境会計の形成過程を解明する。

### 3 「契約」型自然観の環境会計

#### 3.1 西洋の一神教的自然観

一神教のキリスト教は、契約型自然観で形成されてきた<sup>4)</sup>。西洋の一神教の規範原理は、神>人間>自然という契約のヒエラルキーが成立している<sup>5)</sup>。神と人間の間には「モーゼの十戒」で示されるように約束事の契約がある<sup>6)</sup>。また人間は自然を支配管理することが神から賦与されているという契約が存在した<sup>7)</sup>。このため一神教には契約型の自然観が形成されてきた。

この一神教キリスト教の自然観では、まさに人間は神から自然をコントロールする特権を与えられたと見る。したがって自然をどう管理していくか、またそれらを自分たちの生活の糧にすることは神から与えられた契約つまり「契約」として成就したのである<sup>8)</sup>。こうした「契約」型自然観は西洋ルネッサンス以降の17世紀哲学として結実していった。

例えば、英国の哲学者フランシス・ベーコン（1561-1626）は、「功利的自然観」を唱えた。彼は「実験を通じて自然についての知識を得、それによって、自然を人間に役立つように利用するのは、神から与えられた権利である」（吉田，2011，p. 11）と考えた。そして主著『ノブム・オルガヌス（新機関）』では、人間が自然を支配するには知識に基づくことが重要であり、当時支配的であった演繹法から帰納法的分析の体系を考案したのである<sup>9)</sup>。

ベーコンの自然に対する認識は、人間が自然を利用し支配するという概念に総括できる。即ち、「アリストテレスの実効性を持たない自然の観照的認識を排し、近代の三大発明（印刷術・火薬・羅針盤）に象徴されるような、人間生活に役立つ業を生み出すことが人間に求められると考えた」（山口，2013，p. 268）のである。

また同時代のフランス哲学者のルネ・デカルト（1596-1650）は「機械論的自然論」を説き、現代科学の発祥の起点を作り上げた。彼は「自然を生きたまのとは考えない、非生命的で機械仕掛けの時計の様なもの」と考えたのである（吉田，2011，p. 11）。名著『方法序説』では、物心二元論や人間中心主義の思考から「機械論的自然観」を提唱し、人間による自然に対するコントロール下における状況を作り出したのである<sup>10)</sup>。

デカルトは「物質と精神を分離した二元論に立ち、精神は神学の領域として自然科学から排除したが、人間の肉体も物質とみなし、物質現象に関しては徹底した機械論を展開した。」。そして、彼の「機械論的自然観の根拠は神の支配する例外を許さぬ自然法則観にあり、力学原理の確実性の根拠を神の絶対性に求めるという形而上学的なものであった」（菅野，1997，pp. 102-103）これが彼の考えた自然観である。

こうした人間による自然への扱い方についてドイツ人哲学者マルチン・ハイデッカー（1889-1976）は、自然を「用具存在」と規定した<sup>11)</sup>。彼は著書『存在と時間』の中で「自然は、（ただ＝もう目のまえにあるだけのもの）と解されてはいけないし－自然力として解されてもなりません。森林は（一方において）営林であり、山は採石場であり、川は水力であり、風は「帆

走」(に適した)風です。発見された「環境世界」とともに、こうして発見された「自然」が出会うのです」(ハイデガー, 黒木, 1991, p. 137)と記述している。

つまり彼は、自然は単なる素材となっていることを指摘し、人間社会の資源とされていることに注視したのである<sup>12)</sup>。そして、彼は「道具として与えられた世界とそれを成立させている人間の主観的目的や手段によって組織されている現代の世界は、あくまで、世界解釈の一つの例であって、これで世界が尽きるものではない」(藤木, 2002, p. 95)ことを示唆したのである。

このように西洋の一神教の自然観は、神から人間への「契約」として形成されたのである。その後は自然をいかに利用し人間の資源として活用するかに焦点が絞られ、今日のハイテクノロジー社会を確立してきた。こうした西洋の自然観はその基本思考として主体と客体という二元対立形式が機能している。そこには「契約」という規範原理があり、契約を履行することで当事者同士、即ち債権者と債務者の関係がバランスすることとなる。これは先の神と人間、人間と自然という両者の「契約」関係に端を発している。

では、この「契約」というバランス概念が、会計の領域でどのように継承されてきたのかについて考察する。

### 3.2 「契約」の環境会計へ

会計において「契約」は委託と受託の関係で継承されてきた。例えば、財務会計の領域では、委託者である株主が受託者である経営者に対し金銭を出資する。それに対し経営者は企業の財政状態と経営成績がどのような状況かを説明する。この説明が委託者から了解されれば両者の契約関係は成立する。この両者の委託受託の契約関係は、アカウントビリティ(説明責任)という機能で形成されてきた。

こうした契約関係はさらに社会関連会計においても継続された。社会関連会計は、企業を取り巻く利害関係者が株主だけではなく多様化・複雑化することから企業と社会の関係を会計的に捕捉するシステムとして機能してきた<sup>13)</sup>。この社会関連会計では、利害関係者に株主の他に環境問題や従業員に対する情報が記載されるようになった。つまり環境問題や従業員に対する説明責任が問われるようになり、契約の概念も拡大してきたのである。

この社会関連会計の流れからさらに環境会計が開発された。環境会計は1970年代の社会監査や社会責任会計の後裔ともいわれ1980年代後半から国際社会に台頭してきた会計の領域である(安藤, 伊藤, 廣本, 新田, 2007, p. 215)。環境会計の利害関係者は、株主・債権者はもちろん地域住民や取引先、顧客、自治体等と多様化しており、こうした人々に対するアカウントビリティが遂行されてきた。その根底には「契約」の概念が直接的、間接的にも拡張された「社会契約」として形成されてきたのである。

環境会計の契約観は「社会契約」を拡張したものである。山上達人はその著書『環境会計入門—環境会計の基本問題を考える—』の中で環境会計のアプローチについて次のように論じている。

「企業の伝統的な「受託財務責任」を拡充する方向で、環境問題を解明しようとするもので、狭義の「アカウンタビリティ（会計責任）を拡充した「社会的アカウンタビリティ」（広義の説明・報告責任）をその基礎におくものである。」（山上，1999，p.75）と述べ、アカウンタビリティの社会的拡張を唱えている。こうした思考は契約観の拡大化でもあり「社会契約」を超えたものと捉えることができる。

そして環境アカウンタビリティの理論的基礎についてはさらに次のように述べている。「経済的・資本的所有→支配」（下部構造）から「社会的・環境的所有→支配」への変容にある。・・・中略・・・「従来の「法律的」契約を超えた「倫理的」価値観をも取り込んだ契約関係が問題とされる」（山上，1999，p. 87）と指摘する。

この考え方は経済性から社会性へまた法律から倫理的価値観へ契約観が拡張していることを示唆している。このように環境会計では、「社会契約」を超えたアカウンタビリティが形成されていることになる。つまり、拡張した契約型の自然観による規範原理が環境会計の中には基幹としてあり、こうした契約観を遂行することにアカウンタビリティの根拠があるといえる。

次に、多神教の「恩恵」による自然観について見てみよう。これをもとに恩恵型自然観による環境会計の規範原理形成過程を解明してみる。

## 4 「恩恵」型自然観の環境会計

### 4.1 日本の多神教的自然観

日本の多神教は、恩恵型自然観で存続してきたといえる。それは自然に対する畏敬と恩恵の気持ちが規範原理として形成されてきたからである。先の一神教キリスト教との力関係でみると日本の多神教は、神＝自然＞人間の規範原理が成立している。つまり、神は自然そのものという考えで、人間は自然から恩恵を受けることに感謝してきたのである。

わが国の多神教は「とめどもなく生まれ出ずる神々」という意味であり、沢山の神がいるというより、ありとあらゆる事物が神となりうると考える<sup>14)</sup>。よって「無限に分割可能な神」が存在していることになる（山折，1999，p.61）。神は自然であることから、日本の自然観は自然崇拜あるいは神道の「八百万の神」といわれてきた。日本の神、即ち自然とは「山川草木」であり、また「山河大地」を指している。英語圏のnature自然という概念は、人為的行為に対抗するものであるが、日本の自然は山や岩や木々が神となる（上野，2015，p. 39）。この世に存在する事物はすべて神となりえる宗教的自然観がその基底にはある。

この多神教の自然観は、平安時代末期に完成した天台密教の天台本覚思想の中にも現れている。それは「草木国土悉皆成仏」という言葉で表現されてきた（梅原，2014，pp. 11-15）。即ち、木も草も国土も皆すべて仏になれるという意味である。この思想は、天台密教が当時の神道

の自然観である祖霊祭祀等を採用入れたことから類似の自然観を備えているといえる<sup>15)</sup>。

こうした自然観において日本人は自然を敬い畏れる気持ちを抱くようになっていた。多神教的自然観ではありとあらゆる事物が神々となることから、そのすべての事物が崇拝の対象物となっていたのである。そこでは「他者への感謝ということが、重要な徳目」(上野, 2015, p. 39)と考えられるようになった。「つまり人は生まれながらにして、恩を背負っているという考え方」(上野, 2015, pp. 40-41)が浸透していったのである。

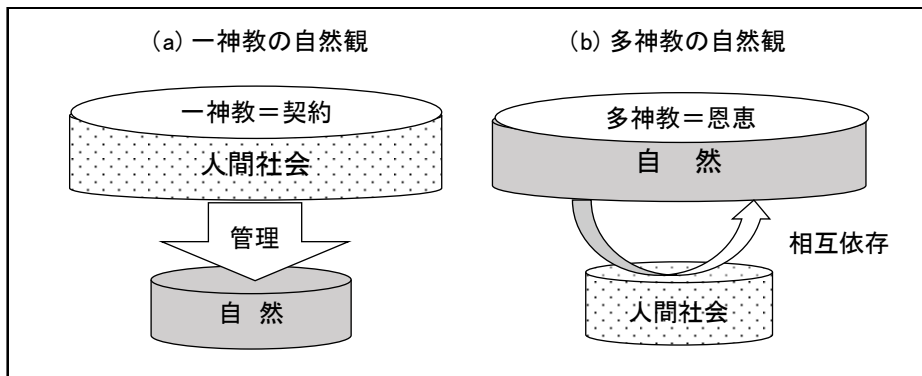
この考え方はキリスト教の「原罪」の意識に対する「原恩」の意識と言われている。それは「生まれながらに背負った罪を償うために生きるのではなく、生まれながらに背負った恩に報いるために生きるという考え方である」(上野, 2015, pp. 40-41)。

さらに我々は「何かのために生きるのではなく、今生きていること、それ自体に感謝をする」(上野, 2015, pp. 46-48) ことでもある。そうした社会では争いをできるだけ避け、お互いに和を保つ姿勢が重視される。これらから多神教の自然観では、「契約」の概念はむしろ馴染まず、「恩恵と感謝」を重んじる社会が形成されたのである(上野, 2015, pp. 46-48)。

一神教キリスト型の自然観では「契約」の規範原理があり、そこでは債権と債務の関係が対等な関係にあった。しかしこの多神教的自然観の規範原理「恩恵」では、あらゆる事物に対し恩を感じていく事から、債権をできる限り抑制し債務至上主義の商慣習が形成されてくる(山折, 2007) ことになる。

宗教学者の山折は、これについて次のように述べている。「日本列島のような風土では西洋社会において鍛えられた契約の精神は十分には育たなかった。契約社会においては債権・債務が同等の比重で考えられているけれども、わが国の貸し借りの人間関係においては「恩」や「感謝」を重視する慣行が続いていた<sup>16)</sup> とし、日本の社会では債務の感覚を最大限に強調する心性を助長したと指摘している。

(図1) は一神教と多神教の自然観について図示したものである。(a) 一神教の自然観では契約の概念が神と人間の間にある。このため神>人間>自然の序列が形成されており人間が自然を管



(出所)筆者作成。

(図1) 一神教と多神教の自然観

理していく図式になっている。一方、(b) 多神教の自然観では神＝自然＞人間の上下関係が形成されており自然である神と人間社会は対立的ではなく相互依存し、自然と統合化または包み込まれるような図式になる。一神教の自然観では人間が自然を管理する契約型の規範原理であるのに対し、多神教の自然観では人と自然とが相互依存する「恩恵型」の規範原理が機能していることになる。

#### 4.2 「恩恵」型自然観の環境会計モデル

恩恵型自然の環境会計とはどのようなモデルであろうか。先述のごとく日本人の自然観は、神道と仏教の自然観が混在した多神教として形成されてきた。そこには「恩恵と感謝」の基本要素が内包されている。現代の日本社会でも神道では自然への恵みに対しそれを「穢す」ことがあれば「禊ぎ」を行い、身を清める<sup>17)</sup>。

(表1) はケガレとミソギとオカゲの内容を整理した表である。表記ではカタカナを使用しているが、これは各文字には異なった内容があるため、ここでは両方の内容を示すことができるようにカタカナ表記にした。これら基本要素を環境会計の情報開示モデルに活用すると次のような形式が考えられる。

まず、ケガレは自然を利用することから生じると考え、環境会計では環境負荷の情報を開示する必要がある。具体的にはマテリアルフローの物量情報に該当する。ここでは資源の投入と排出量を開示し、天然資源のインプットと排出量のアウトプット情報を開示することである。つまり自然がどれだけケガれたかという情報開示である。

次にミソギは、そのケガレを改善するために費やした環境保全コストの情報である。ここでは環境投資と環境費用の貨幣情報を開示する。そして「感謝」に当たるオカゲの情報開示である<sup>18)</sup>。これは神である自然を利用したことによる成果を開示する。つまり企業の事業活動や経済効果で

(表 1) ケガレとミソギとオカゲの内容

表記	文字	意味
ケガレ	罪	罪は悪行のみでなく自然な災禍なども包摂する。／人為的で危険な不浄な行為。
	穢	穢は汚濁に満ちた禊祓すべき危険な災気や事象を指す。／異常な社会的・生理的現象と係わって共同体の秩序や生活体系の平衡を侵す危険な事象で、その災気が一時的に滞留し強い感染力を持つ。
ミソギ	禊	みそぎ(身滌ぎ, 身削ぎ)は、身体に付着した穢れを水に入れて流し去り、清浄の本姿に復すためのもの。
	祓	はらへ(祓へ、解除)は自分の犯した罪を償い、罪に起因する障り災いを除こうとするもので刑罰の意味を含むもの。
オカゲ	御蔭	神仏のたすけ。加護。また、人から受けた恩恵・力ぞえ。ある事物や行為が原因となって生じた結果。／他から恩を受けること。特に自然の脅威や病氣・社会苦など生命や生活が危機に陥った際に救ってくれる諸神・諸仏の恩を指す。

(出所) 神道文化会(2013)『神道要語集 宗教編』。新村出(2007)『広辞苑第6版』岩波書店。小学館国語辞典編集部(2001)『日本国語大辞典第2版』小学館。中村、福永他(2002)『岩波仏教辞典第2版』岩波書店を参照。

ある。自然を活用することで獲得できた成果はどのくらいあるのかを開示する。この情報開示ではじめて自然の活用成果を開示したことになる。

(表2)は、恩恵型自然観の環境会計の情報開示モデルである。多神教の自然観の規範原理「恩恵」をケガレとミソギそしてオカゲの3領域を用いて開示した。ここでは電力会社の事例で示した。

表中の「ケガレの領域」は、環境負荷を表している。資源投入量と排出量を物量単位で開示する。自然から石炭や重油、原油を使用し電力を発電するがその結果、排出物として二酸化炭素や一酸化二窒素等を排出し自然がケガレた情報である。また「ミソギの領域」は、環境負荷を保全又は改良するために支出した投資と費用額を示している。

そして、「オカゲの領域」では自然資源を利用したことでお蔭様で事業活動と経済効果を得ることができたことを開示する。このケガレから始まりミソギの情報そしてオカゲの領域の順に環境会計情報を開示することで多神教の自然観である「恩恵」の規範原理の道筋を示すことになる。

(表2) 恩恵型自然観の環境会計の情報開示モデル (事例：電力会社)

基底	項 目			単位	2015	2016	2017
	ケガレの領域	環境負荷	投入	石炭	千t		
重油				千kl			
原油							
排出		二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	万t				
		一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)					
		産業廃棄物	千t				
ミソギの領域	環境保全コスト	投資額	億円				
		費用額					
		合計					
オカゲの領域	事業活動	火力発電量	億kWh				
		原子力発電量					
		水力発電量					
	経済効果	リサイクル事業収益	百万円				
		省エネ費用節減					
		合計					

(出所) 環境省「環境会計ガイドライン」をもとに筆者が作成。

## 5 おわりに

日本企業における環境会計の現代的意義について宗教的自然観から検討を行った。一神教の自然観からみた環境会計の規範原理は「契約」の概念が根底にあった。それは神と人間の契約から始まり人間が自然を管理する構造になっている。そこから伝統的会計のアカウントビリティも「契約」の概念が基幹として継承され、環境会計では「社会契約」の拡張として機能していることを明らかにした。

一方、多神教の自然観から見た環境会計の規範原理は、「恩恵」の概念で形成されていた。神とは自然であり人間はその配下に位置付けられ、自然を畏れ敬いながら生活する姿を捉えた。あ



らゆる事物が神となる多神教では、その物へ対し御恩報謝の気持ちで接してきた。この思考を活かした環境会計の開示モデルをケガレとミソギとオカゲの3領域で提示した。

これらから日本で環境会計が行われる現代的意義は、自然に対する「恩恵と感謝」の規範原理を遂行するために行うのである。日本社会に契約観が定着しにくい特性を考慮するとこの「恩恵と感謝」の自然観は環境会計を検討するうえで再認識する必要があることを指摘しておく。今後のわが国企業社会への環境会計の進展と普及を期待したい。

## 注

- 1) 2017年4月現在、環境省の「環境会計ガイドライン」改定が進められている。環境報告と環境会計の両ガイドラインの有用性を高めることが目的で、方向性は ESG 投資情報の開示を目指している（環境省、2017）。
- 2) 契約の意味は「約束」、「対立する複数の意思表示の合致によって成立する法律行為」、「キリスト教で、神が救いの業をなすとげるために人間と結ぶ恵みの関係」などがある（新村、2008、p. 867）
- 3) 宗教と自然の関係について「人間と天上の神のみを見る思想には限界があり」とする（今井、2015）。
- 4) 一神教には唯一神教 monotheism、拝一神教 monolatry、単一神教 henotheism、交替一神教 kathenotheism などに分類される。ここでは狭義の唯一神教を指している。
- 5) 『旧約聖書』「創世記」の冒頭には神ヤハウエによる天地創造の由来の記述がある。人間が生き物を統治する文言は、「生めよ、ふえよ、地に満ちよ、地を従わせよ。また海の魚と、空の鳥と、地に動くすべての生き物とを治めよ」とある（日本聖書協会、1982、pp. 1-2）。
- 6) 『旧約聖書』の「出エジプト記」第20章の冒頭にある記述を指す。（日本聖書協会、1982、p. 102）。また、この人間中心主義の自然観は『（旧約）聖書』を聖典とするユダヤ教、キリスト教、イスラム教の「アブラハムの宗教」にのみ通じる概念でもある。
- 7) 人間と自然の関係について、人間は自然の上位にあるものとされ人間は自然を支配し利用する権利を持っていると考えられている。その特権は神から与えられたものであるとする（吉田、2011、p. 11）。
- 8) 日本聖書協会、『聖書』の「創世記」には「契約」の用語が多く用いられている。
- 9) ベーコンは1620年「知識は力なり」を説いた。「すなわち人間の「知」と「力」とのそれは実際一つに合致する」と記述している（ベーコン、1978、p. 53）。
- 10) 「私どもを自然界の主人にして所有者のごときものとなしうることをこの哲学は私に示してくれる」この哲学とは実際の哲学を指している（デカルト、1984、pp. 75-76）。
- 11) 「ハイデッガーは自然を「用具存在」と規定する見方と人間を「実存」と解釈する見方とを対比させ、人間存在の在り方を思惟の主たる対象とすることによって、自然を人間にとって有用性の観点から論じている」（藤本、2002、p. 94）。
- 12) 「ハイデッガーは用具存在とされる自然は、人間の条件となり、道路や橋や建物と同様に物として、人間の「気遣い」によって「付带的に発見されている用具的道具」という存在になる」と規定した（藤本、2002、p. 94）。
- 13) この「社会関連会計」の意味については（安藤、伊藤、廣本、新田、2007、p. 680）を参照。
- 14) 多神教の神々は、妬みも罪も犯す存在で、「小さき神々」と呼び得る神で、存在を認識できるすべての事物が神となり得ると指摘。（上野、2015、p. 11、pp. 15-16）。

- 15) 祖先祭祀は儀礼の形式面では儒教や中国仏教の影響が強いが、背後にある観念の面では日本古来の信仰が根強く継承されているとするのが一般的理解である（國學院大学日本文化研究所編，2013，p. 340）。
- 16) 自然の恵みに首を垂れる多神教的な風土を「見えざる手」と称した（山折，2007）。
- 17) 穢れとは「すべての生活を脅かすもので、その意味で罪であり禍を及ぼすというということでこれを悪霊の仕業とする」としている（藪田，橋本，2004，pp. 334-335）。また禊とは「「見滌」の義で、身体を水中にすっかり浸して振り滌ぐことにより新しい威力ある魂を密着させ、純潔無垢の状態に立ち返らせることを目的とする。」の意味である（藪田，橋本，2004，p. 924）。
- 18) 感謝を意味する「お蔭さま」の教えは仏教の浄土真宗にもある。食前に「多くのいのちとみなさまのおかげによりこのごちそうをめぐまれました。深くご恩を喜びありがたく頂きます」、食後に「尊いおめぐみをおいしくいただきますます御恩報謝につとめます。おかげさまでごちそうさまでした」と祈念の言葉がある（森田，積，2013，p. 55）。

### 参考文献

- Ananias Charles Littleton (1933) *Accounting Evolution to 1900*, The American Institute Publishing Co. Inc. 片野一郎訳（1995）『リトルトン会計発達史（増補版）』同文館。
- René Descartes (1990) *Discours de la method*, Agora. ルネ・デカルト，落合太郎訳（1984）『方法序説』岩波文庫。
- 安藤英義，伊藤邦雄，廣本敏郎，新田忠誓編集（2007）『会計学大辞典第5版』中央経済社。
- 今井賢一（2015）「経済教室 自然資本と宗教に鍵」『日本経済新聞』8月7日付，朝刊。
- 上野誠（2015）『日本人にとって聖なるものは何か』中公新書。
- 梅原猛（2014）『人類哲学序説』岩波新書。
- 大島正克（1995）「グリーンアカウンティングにおけるフレームワークに関する一考察」『社会関連会計研究』第7号，51-61頁。
- 環境省（2005）「環境会計ガイドライン2005年版」環境省総合環境政策局経済課。
- 環境省（2016）「平成27年度環境会計・自然資本金のあり方に関する課題等調査検討業務に対する結果報告書」KPMGあずさサステナビリティ株式会社，1-73頁。
- 環境省（2017）「環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた論点整理」環境報告ガイドライン及び環境会計ガイドライン改定に向けた研究会，1-61頁。
- 菅野礼司（1997）「機械論的自然観」『物理教育』第45巻，第2号，101-104頁。
- 小原克博（2005）「一神教と多神教をめぐるディスコースとリアルポリテイク」『宗教研究』第79巻，第2号，221-244頁。
- 小学館国語辞典編集部（2001）『日本国語大辞典第2版』第2巻，小学館，1011頁。
- 新村出編（2008）『広辞苑』第6版，岩波書店。
- 神道文化会（2013）『神道要語集宗教編』一般財団法人神道文化会，478頁，524-526頁。
- 郡司健（1995）「アカウンタビリティの拡充と会計主体・会計構造」『會計』第147巻，第4号，61-71頁。
- 國學院大学日本文化研究所編（2013）『縮刷版神道事典』弘文堂。
- 國部克彦（1993）「社会理論としての会計研究（一）（二）クロスパラダイム研究の可能性」『會計』第143巻，第4号30-43頁，第5号，87-100頁。
- 國部克彦（1996）「複合概念・複合現象としてのアカウンタビリティ」『會計』第149巻，第2号，30-42頁。

- 藪田稔, 橋本政宣編 (2004) 『神道史大辞典』吉川弘文館。
- 日本聖書協会 (1982) 『聖書』(『旧約聖書』1955年改訳, 『新約聖書』1954年改訳)。
- 中村元, 福永光司, 田村芳朗, 今野達, 末木文美士 (2002) 『岩波仏教事典第2版』岩波書店, 113頁。
- 向山敦夫 (1995) 「アカウントビリティの論理-社会関連情報開示の位置づけ-」『会計』第147巻, 第5号, 40-51頁。
- フランシス・ベーコン, 桂寿一訳 (1978) 『ノブス・オルガヌス (新機関)』岩波文庫。
- 藤本武 (2002) 「ハイデッガーの自然哲学について」『新潟青陵大学紀要』第2号, 93-105頁。
- 平出昌嗣 (2007) 「文化と宗教-キリスト教と神道-」『千葉大学教育学部研究紀要』第55巻, 193-198頁。
- 前田達郎 (1968) 「F・ベーコンの自然観」『哲学』第18巻, 169-181頁。
- マルチン・ハイデッガー, 桑木務訳 (1991) 『存在と時間 (上)』岩波文庫。
- 森田真円, 釈徹宗 (2013) 『浄土真宗はじめの一步』本願寺出版。
- 山折哲雄 (1999) 『宗教の力』PHP新書。
- 山折哲雄 (2007) 「経済教室 東洋流見えざる手追求」『日本経済新聞』5月1日付, 朝刊。
- 山上達人 (1996) 「環境会計とアカウントビリティ-アカウントビリティ概念の社会的拡充をめぐる-」『企業会計』第48巻第9号, 43-49頁。
- 山上達人 (1999) 『環境会計入門-環境会計の基本問題を考える-』白桃書房。
- 山口正春 (2013) 「西洋の自然観とその問題点」『政経研究』第49巻, 第4号, 257-283頁。
- 吉田喜久子 (2011) 「科学技術文明の日本人の自然観」『人間と環境』第2巻, 1-20頁。

<謝辞> 本稿の改善には, 本誌編集委員長坂上学先生ならびにお二人の査読者の先生より貴重なご教示を賜りました。心よりお礼申し上げます。

(筆者: 埼玉学園大学経済経営学部教授)

(2017年8月18日 採択)